

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

見直し後の障害児の地域区分									
	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)		7級地 (3%)	その他 (0%)
現 行 の 障 害 児 の 地 域 区 分	東京都 特別区								
	東京都 東京都 神奈川県 神奈川県 大阪府 大阪府	東京都 町田市、狛江市、多摩市 神奈川県 横浜市の、川崎市 大阪府 大阪市		千葉県 緑ヶ浜市、印西市					
	東京都 東京都								